

令和2年2月定例会

請願・陳情文書表

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

目 次

陳 情 の 部

| | |
|----------------------|----|
| 陳情一覧表 | 1 |
| 総務教育常任委員会 | 7 |
| 福祉生活病院常任委員会 | 9 |
| 地域づくり県土警察常任委員会 | 21 |

陳 情 一 覧 表

総務教育常任委員会・陳情

| 受理番号及び 受理年月日 | 所 管 | 件 名 | 提 出 者 | 備 考 |
|----------------------------|-----|----------------|-----------|-----|
| 総 2年 - 1 (2. 2.12) | 教 育 | いじめ防止対策の強化について | 倉吉市 個人 | 7頁 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・陳情

| 受理番号及び 受理年月日 | 所 管 | 件 名 | 提 出 者 | 備 考 |
|-----------------------------|--------|---|-----------------------|-----|
| 福 2年 - 2 (2. 2. 12) | 福祉保健 | SNS相談の相談体制の強化を求める意見書の提出及び とっとりSNS相談事業の利用の拡大・推進について | 倉吉市 個人 | 9頁 |
| 福 2年 - 4 (2. 2. 18) | 福祉保健 | 統合型リゾート施設整備方針の撤回等を求める意見書 の提出について | 倉吉市 個人 | 10頁 |
| 福 2年 - 5 (2. 2. 18) | 福祉保健 | 新型コロナウイルス対策及び疫学的検査体制の強化を 求める意見書の提出について | 倉吉市 個人 | 12頁 |
| 福 2年 - 6 (2. 2. 19) | 福祉保健 | 厚生労働省による公立・公的病院名公表の白紙撤回と 地域医療の充実を求める意見書の提出について | 鳥取県医療労働組合連合会 外 | 14頁 |
| 福 2年 - 7 (2. 2. 19) | 子育て・人財 | 保育関係者の早急な処遇改善について | 鳥取の保育を考える会 | 15頁 |
| 福 2年 - 8 (2. 2. 19) | 子育て・人財 | 保育に係る公定価格の改善、待機児童解消、保育士の 処遇改善のための必要な措置を求める意見書の提出に ついて | 鳥取の保育を考える会 | 17頁 |
| 福 2年 - 9 (2. 2. 20) | 生活環境 | 被害の実態に即した性犯罪に関する刑法規定の見直し を求める意見書の提出について | フラワーデモとっどりの会 | 18頁 |
| | | | | |

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

| 受理番号及び 受理年月日 | 所 管 | 件 名 | 提 出 者 | 備 考 |
|--------------------------------|-------|--|------------------------------|------|
| 地 2年 - 3 (2. 2. 12) | 地域づくり | 自衛隊の中東派遣に反対する意見書の提出について | 倉吉市 個人 | 21 頁 |
| 地 2年 - 10 (02. 02. 20) | 危機管理 | 島根原子力発電所事故時の避難の際、UPZ圏内に住む乳幼児及び妊産婦等がPAZ圏内の住民同様に被ばくしないで避難できる具体的な対策について | えねみら・とっとり (エネルギーの未来を考える会) | 23 頁 |
| 地 2年 - 11 (02. 02. 20) | 危機管理 | 原子力発電所事故時の避難計画策定の「事前対策めやす線量」をより低い値に設定するよう求める意見書の提出について | えねみら・とっとり (エネルギーの未来を考える会) | 25 頁 |
| 地 2年 - 12 (02. 02. 20) | 危機管理 | 放射能汚染された除去土壌(除染土)の再利用(処分・拡散)を全国で進める環境省令案の再考を求める意見書の提出について | えねみら・とっとり (エネルギーの未来を考える会) | 26 頁 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

| 受理番号及び 受理年月日 | 所 管 | 件 名 及 び 要 旨 | 提 出 者 | 審査結果 |
|------------------|-----|---|-------------|------|
| 2年－1 (2.2.12) | 教 育 | <p>いじめ防止対策の強化について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>報道によれば、本県の県立高等学校3年の担任教諭が、昨年10月24日に生徒から集めた「いじめなどに関するアンケート」の内容について、これを改ざんしたとのゆゆしき事態が明らかになった。地元紙は、2月7日付けで24面に小さく報じているが、重大な問題である。</p> <p>すなわち、生徒が自由記述欄に書いた「担任の先生の態度が、好みの人とそうじゃない人で違う。いじりがひどすぎる」との内容を、担任自ら削除し、学校に提出した。</p> <p>同年11月、生徒がアンケートで書いた内容について学校側の反応がないことを不審に思い、別の生徒に相談したことを契機として発覚した。</p> <p>ここで注目すべきは、この「アンケート」は、行政機関の職員が職務上取得し、いじめの防止のための検討をするという組織的用途に供する「公文書」そのものであるということである（これは、県教委の担当者も認めている。）。</p> <p>いじめ等に関するアンケートは、生徒たちが、普段口頭では言いにくいことを拾い上げる重要な役割を持つ。それを、出したつもりが、SOSを発したつもりが、消されてしまったらどうなるだろうか。</p> <p>いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）は、「いじめ」を、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義し（第2条）、学校の設置者は、その設置する</p> | 個人 (倉吉市) | |

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | <p>学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有するとされている（第7条）。</p> <p>また、学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする、とされている（第16条）。</p> <p>県教委及び学校においては、本件のような事態の再発防止が望まれるとともに、SOSを発している子どもたちの声を、もれなくすくいにとってやる体制の構築が求められるところである。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県議会として、鳥取県当局に対し、県立高等学校におけるいじめなどに関するアンケートの内容改ざんの再発防止策の構築と、いじめの防止策の更なる強化を求めること。</p> | | |
|--|--|--|--|--|

福祉生活病院常任委員会・陳情

| 受理番号及び 受理年月日 | 所 管 | 件 名 及 び 要 旨 | 提 出 者 | 審査結果 |
|------------------|------|--|-------------|------|
| 2年－2 (2.2.12) | 福祉保健 | <p>SNS相談の相談体制の強化を求める意見書の提出及び とっとりSNS相談事業の利用の拡大・推進について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>国は、各種NPOを補助金などで支援する形で、LINEなどによるSNS相談事業を推進している。若者などと親和性の高いSNS相談を強化することは有用だし、場合によっては文字チャットだけではなく無料通話機能も使えるので、声を上げにくい人たちの悩みを聞いてあげる有効な手段だと思う。</p> <p>最近、厚生労働省としても、twitter上でSNS相談の存在を広報するなどして、普及に努めているようであるが、聞くところによれば、連絡したのに2週間以上連絡が来ない、などの実態があるようである。ネットで調べても、機能不全を指摘する声がある。</p> <p>たとえば、いままさに悩みを抱えている子がいて、既読になっているのにまったく返信がなければ、相談者の方はどう思うだろうか。いま、まさに希死念慮を持ったりする、そんな悩みを持つ子たちが「無視されている」と思いかねない。</p> <p>厚生労働省に確認すると、NPOなどで回答が追いついていない実態があることを認めた上で、「改善に努めてまいりたい」旨答弁があった。一方、そのような状態で普及啓発をするのは、いわばオーバーフローしたバケツに、さらに水を注ぐようなもので、抜本的な相談体制の強化、構築が必要と思われるものである。</p> <p>また、鳥取県においても、福祉保健部健康医療局（健康政策課）が担当し、民間に委託をしてSNS相談事業をしているが、こちらの利用は一日1件とかその程度だそうであ</p> | 個人 (倉吉市) | |

福祉生活病院常任委員会・陳情

| | | | | |
|------------------|------|---|-------------|--|
| | | <p>る。やはり、当局としても、利用が少ないことに問題意識はあるようで、増やしていきたいそうである。</p> <p>相談利用者数の推移は、事業開始から月ごとに、具体的にどうなっているのだろうか。</p> <p>県民の税金を使った委託事業である。いくら相談しても委託金額が一緒なら、学校現場などでもっと広報を行うなど、さらなる普及がのぞまれるところである。</p> <p>▶陳情事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鳥取県議会から厚生労働省など国に対し、SNS 相談の相談体制の強化を求める旨の意見書を提出すること。 2 鳥取県議会として、鳥取県当局に対し、とっとり SNS 相談事業について、学校現場などでのさらなる広報など、利用の拡大・推進を求めること。 | | |
| 2年－4 (2.2.18) | 福祉保健 | <p>統合型リゾート施設整備方針の撤回等を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>平成28年12月15日の未明、わずか約6時間の衆議院本会議の審議で、様々な問題をはらむカジノを認め、刑法で禁じられる賭博の例外扱いにしようとする、特定複合観光施設区域の整備に関する法律案、いわゆる統合型リゾート整備推進法案が、自民党、公明党、日本維新の会等の賛成多数で可決された。</p> <p>与党・公明党は、党議拘束を外して自主投票にしており、与党の中でも反対者がいた。</p> <p>カジノの合法化には、多くの課題が指摘されている。反社会的勢力の関与や、ギャンブル依存症者による自殺の増加、青少年への悪影響などだ。「美しい国」を作る成長戦略が、常道たるべき企業の利益成長によるものではなく、こうした深刻な副作用を伴うカジノに頼る成長戦略であること</p> | 個人 (倉吉市) | |

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

| | | | |
|--|--|--|--|
| | <p>は、まことに、それこそ「博打」であるといわざるを得ない。</p> <p>カジノの経済効果についても、一定の観光客の増加はあり得る一方で、それはそのカジノ関連産業や、その周辺産業にしか恩恵をもたらさず、鳥取県民やその他国民にも、なんら好影響をもたらさない。東アジアではカジノが乱立し、市場が飽和状態にあるとの厳しい見方がある。</p> <p>刑法第185条には、「賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する。ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。」との定めがある。賭博や富くじは、偶然の事情によって決定される勝敗に、財物を賭けて勝負することをいい、まさに、刑法で禁じられる、一攫千金を狙うギャンブルである（大判大3・10・7刑録20・1816）。これが社会に蔓延する場合、国民の射幸心が助長され、怠惰浪費の弊風が生まれる可能性があり、勤労の美風が損なわれる。これが、本法における保護法益であり、賭博や富くじが、個人の財産の任意的処分であっても、これを犯罪として処罰する必要があると解されている（最大判昭25・11・22刑集4・11・2380ほか）。</p> <p>賭博場の開帳とは、自らが主宰者となって、その支配のもとで、賭博をさせる場所を開設する行為であり（大判昭7・4・12刑集11・367）、これを国が主宰者となて行うことは、国が、刑法上の構成要件該当行為を積極的に行うものである。</p> <p>国には、種々の公営競技（競馬等）や宝くじなどがあるが、これらは施行時間などが法定され、自治体や国が主宰者となて、管理してきた。その収益は、公益事業に用いられるなどしてきた。これを民間に委託すると、不正の温床になりかねない。</p> <p>厚生労働省の調査によれば、日本国内のギャンブル依存者（病的賭博者）は560万人いると推計されている。人口の約5%で、とりわけ成人男性の割合が約9.6%。生活保護費を使ってしまったり、そのために借金をすること、ヤミ金</p> | | |
|--|--|--|--|

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

| | | | | |
|------------------|------|---|-------------|--|
| | | <p>に手を出すことなどの問題が指摘されている。</p> <p>依存症対策や、これら法律上の問題をクリアすることなく、法律を通してしまったことは拙速であると断じなければならない。カジノ施設については、依存症患者を生むことが懸念され、治安悪化も懸念され、不正の温床ともなり得る。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県議会から国に対して、統合型リゾート施設、とりわけカジノ施設整備方針の撤回及びギャンブル依存症対策（カウンセリングの窓口設置や治療など）の推進を求める意見書を提出すること。</p> | | |
| 2年－5 (2.2.18) | 福祉保健 | <p>新型コロナウイルス対策及び疫学的検査体制の強化を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>新型コロナウイルス禍が猛威をふるっている。新型コロナウイルスは、一般に風邪の原因となる4種のウイルスや、中東呼吸器症候群（MERS）や重症急性呼吸器症候群（SARS）とは異なる新たなものとされ、重篤な肺炎などの起因になるとされている。</p> <p>中国政府は2月18日、これによる肺炎の死者が、午前0時（日本時間同日午前1時）時点で1,868人になったと発表した。中国本土の感染者は72,436人。依然11,741人が重症とされている。潜在的な感染者や世界各地の状況を見れば、このままでは10万人に届きそうな勢いで、楽観できない状況にある。</p> <p>全国では、北海道、東京都、愛知県、和歌山県、沖縄県などで患者が発生。鳥取県も、「どこかで湧くように出てもおかしくない。これまでの水際対策だけではなく、次の段階に移行しなければならない」と身構える（日本海新聞）。</p> | 個人 (倉吉市) | |

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

| | | | |
|--|--|--|--|
| | <p>県は、マスクや消毒液などの購入にあてるため、予備費の支出を決定。県内の保健所に相談窓口（センターに格上げ）を設けた。職員は昼夜大変だと思うが、頑張ってもらいたい。</p> <p>先ごろ、知事は、自ら防護服姿になられ、率先して県立厚生病院を視察された。患者数が増えた場合、厚生病院では、6階の感染症病棟（4床）に加え、7階の一般病棟（43床）も感染症用に切り替えるそうである。</p> <p>一方、このウイルスは、エアロゾル感染も報告され、医療従事者や救急隊員も次々感染していることを踏まえると、本来は院内感染を防ぐため陰圧室での収容がベストであり、事案の沈静化を祈るとともに、パーティションなど、空気や飛沫の移動を極力少なくする工夫も必要だと思う。</p> <p>このウイルスがエンベロープを有するウイルスであることを踏まえると、石鹸による手洗いやマスク（サージカルマスクやN95マスク）、アルコールや次亜消毒が予防に効果があるといわれる。一方、このたび、県でも、マスクの不足が報告されている。メルカリなどで高額で転売がなされるケースも見られる。</p> <p>消費生活センターなど関連の所属においては、国民経済の安定のため、食料品や生活関連物資の価格が高騰しないよう、買占めを防ぐための措置（店舗への要請等）を行うことが重要である。また、県内の物価や在庫の状況調査も必要だと思う（参考までに、県では、ガソリン価格の調査・情報収集が定期的に行われている。）。</p> <p>県ではこのたび予備費を活用してマスクを購入したように、コロナ、感染症対策には、当然にお金が必要になる。国に対し、予算措置と、地方自治体への財政支援を求める必要がある。あわせて検査キットの配備も。</p> <p>ところで、国には国立感染症研究所（感染研）があり、感染症の基礎・応用研究、ワクチンなどの国家検定、感染症の流行状況の監視など感染症対策の中核を担っている。</p> <p>感染研の外部評価委員会は、「どんな感染症にも対応でき</p> | | |
|--|--|--|--|

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

| | | | | |
|------------------|------|---|----------------------------------|--|
| | | <p>る研究基盤の確立・維持向上が必要であり、希少感染症の専門家が定員削減によって維持されなければ、わが国からその分野の専門家が消滅する事態を招きかねない」、「国境を超えた人と物の移動拡大など感染症対策の重要性が高まっているにもかかわらず、感染症対策が弱体化している」と主張している。</p> <p>大口善徳厚生労働副大臣は国会答弁で「感染研は国民の生命・安全に関わる危機管理業務を行っている。その重要性にかんがみ予算、定員を確保していきたい」と言っているが、このたびの事案を踏まえ、県議会としても、この予算強化を求めてほしい。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県議会から国に対し、新型コロナウイルスなど感染症対策の強化、地方自治体への財政支援（予算措置）及び感染症研究基盤の確立・維持向上を求める意見書を提出すること。</p> | | |
| 2年－6 (2.2.19) | 福祉保健 | <p>厚生労働省による公立・公的病院名公表の白紙撤回と地域医療の充実を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>厚生労働省は昨年9月26日、既に各地域で合意している2025年「地域医療構想」を踏まえた公的・公立病院の「具体的対応方針」に関し、「再検証」を要請する424病院を、突然名指しで公表した。高度急性期・急性期の病床を有する病院のうち、国が検証項目（がん・心疾患・脳卒中など9分野17項目）と判定基準（「A」診療実績が特に少ない、「B」類似の診療実績を持つ病院が近接）を決め、各病院の診療実績を分析した結果に基づくものとしている。</p> <p>424病院の中には、鳥取県の4病院（岩美町国民健康保険岩美病院、南部町国民健康保険西伯病院、日南町国民健康</p> | 鳥取県医療労働組合連合会 鳥取県社会保障推進協議会 | |

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

| | | | | |
|--------------------------|---------------|--|-------------------|--|
| | | <p>保険日南病院、鳥取県済生会境港総合病院) が含まれており、「病院がなくなるのではないか」と関係自治体、町民・市民、病院関係者、医療関係者に大きな衝撃と不安をもたらしている。再編・統合の対象とされた4病院は、いずれも医療資源が乏しい地域において、住民の命と健康を守るうえで欠かせないものであり、安心して住み続けられる地域づくりに欠かせないものである。また、西伯病院には精神科の入院施設があり、西部地域全体の医療に果たす役割は大きく、単純に稼働率で割り切れるものではない。</p> <p>各医療機関のあり方に対して、何ら決定する権能を有しない政府・厚生労働省が病院名まで上げ、事実上強制ともとれる要請を行う今回の病院名の公表は撤回すべきである。</p> <p>また、地域医療構想は、各県、各自治体が検討した計画をもとに進めており、地方、地域で合意した方針を国が覆すなど地方自治や地域主権からも到底認められない。国は地方で深刻な医師不足の解消や、どこに住んでも安心して暮らせる地域医療の堅持のための支援にこそ力を入れるべきである。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県議会から国に対し、次に掲げる項目を求める意見書を提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域医療構想を踏まえた具体的対応方針について、厚生労働省が行った公立・公的424病院に対する「再検証」要請を白紙撤回すること。 2 いつでも・どこでも・誰もがが必要な医療を受けられるよう、地域医療を充実させること。 | | |
| <p>2年ー7 (2.2.19)</p> | <p>子育て・人財</p> | <p>保育関係者の早急な処遇改善について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>鳥取県では少子化が進行する中でも、乳児から保育施設</p> | <p>鳥取の保育を考える会</p> | |

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

| | | |
|--|--|--|
| | <p>に預けて働く入所希望者は増えている。鳥取県内の保育施設では保育士不足の深刻さは慢性化し、保育に大きな影響も出ている。県内保育士の有効求人倍率は前年同期比0.78%増の3.42倍で、保育士獲得競争は激化する中、現職保育士の74.2%は離職を希望する「退職予備群」という意識調査結果も出ている。</p> <p>保育士確保ができないことから、0歳児の定員枠を減らして対応。特に年度の途中で0・1歳児の入所希望に応えることができず待機児童として入所待ちか育休の延長。1歳児と3歳児の受け持ち人数が、改善された保育士配置で保育ができないために、国基準で行わざるを得ず、保育環境の厳しさは増大。また、保育者の中途退職者や育児休業者が出たときに、保育士補充ができず、支援員などの無資格者の活用で補っている実態があり、子どもの命を守るための安心・安全が確保されず、保育の質的低下は進行しているのが現状である。</p> <p>保育士は保育・幼児教育・子育てのスペシャリストである。生活できる賃金と働き続けられる労働環境が整わなければ、日々学びながら専門性を発揮し働き続けることはできない。</p> <p>鳥取県では、全国に先駆けて保育士配置の改善を行ってきた経緯もあり、早急に保育関係者の処遇改善を図るために、単県補助事業の実施を求め陳情する。</p> <p>▶陳情事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鳥取県の4・5歳児に係る保育士の配置基準について、一人の保育士が受け持つ子どもの人数を72年前からの30対1ではなく、20対1に改善すること。 2 保育関係職員・保育教諭・放課後児童クラブ支援員などの賃金を引き上げるため、鳥取県において、県独自の補助事業を創設し、保育士確保のための下支えをすること。 | |
|--|--|--|

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

| | | | | |
|--------------------------|---------------|--|-------------------|--|
| <p>2年－8 (2.2.19)</p> | <p>子育て・人財</p> | <p>保育に係る公定価格の改善、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由 2019年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されている。無償化自体は全ての子どもに質の高い幼児教育・保育の機会を保障する重要な施策であるが、現場では保育需要が増大し、新たな負担が増えるなどの問題が生じ、緊急の課題である待機児童解消や保育士の処遇改善が停滞・後退するという事態が引き起こされようとしている。 特に国は、無償化で財源が取られることにより、土曜午後保育に係る公定価格（保育費用）の減算を行うことから、施設の安定的な運営や、地方自治体や保護者への負担増、子どもへのしわよせが危惧されている。 公定価格は現在でも不十分であり、引き上げこそ求められている。また、幼児教育・保育の無償化は保育の質を確保し、地方自治体や施設に新たな負担を強いることなく、喫緊の課題である待機児童解消や保育士の増員と処遇改善を、後退させることがないようにすすめられるべきである。</p> <p>▶陳情事項 鳥取県議会から国に対して、保育に係る公定価格の改善、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書を提出すること。</p> | <p>鳥取の保育を考える会</p> | |
|--------------------------|---------------|--|-------------------|--|

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

| | | | | |
|--------------------------|-------------|--|---------------------|--|
| <p>2年－9 (2.2.20)</p> | <p>生活環境</p> | <p>被害の実態に即した性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>2017年6月、110年ぶりに性犯罪に関する刑法の改正案が国会で可決され、同年7月に施行された。「強姦罪」を「強制性交罪」に名称変更し、懲役の下限が3年から5年に引き上げられ、また、これまで「親告罪」であったものが「非親告罪」となるなど、画期的な改正となった。しかし、「強制性交罪」の成立要件として「脅迫・暴行」を伴うことが必要とされるなど改正の内容が不十分ではないか、など様々な議論があった。そのため衆議院では三つの、参議院では九つもの附帯決議が付けられ、3年を目途に見直すことも加えられた。</p> <p>この刑法改正により、改正前より多くの事例が犯罪と認定されるようになったものの、昨年3月には、裁判で加害者側が無罪となる例が相次ぎ、今、改めて改正刑法の問題点が明らかになってきている。2017年に改正された現刑法の下では「激しく抵抗した」、「大きな声を上げた」など明確な抵抗が明らかでない限り加害者を罪に問えない。「恐怖で声を上げられなかった」、「主従関係の下、抵抗できなかった」など明確な形で抵抗できない場合もある。</p> <p>このような中、実効性のある更なる改正を求め、今まで声を上げられなかった多くの方が沈黙を破り、昨年4月の東京を皮切りに「刑法の改正と性暴力の根絶」を求め、手に花を持って声を上げ始めた。毎月11日に集まるこの「フラワーデモ」は、今や全国に広がりを見せ、今年3月には全国47都道府県で開催される。</p> <p>私たち“フラワーデモとっどりの会”も1月11日に鳥取市と米子市で初めて参加し、手に花を持って72人が集まり、全国の中でも4番目の多さとなった。さらに2月11日には85人が集まった。勇気を振り絞って参加された被害当事者</p> | <p>フラワーデモとっどりの会</p> | |
|--------------------------|-------------|--|---------------------|--|

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | | <p>を含む参加者は、性暴力根絶への強い想いを込めて静かに立ち訴えた。この想いが広がり、3月は倉吉市を加え県内3か所で実施する予定である。</p> <p>鳥取県は、DV被害者支援は全国トップレベルであり、女性に関する施策は進んでいた。さらに、平成29年には性暴力被害支援センター（クローバーとっとり）が設置され、性暴力被害者に対する理解と支援が広がっていたためか、鳥取、米子のフラワーデモには想像を超える多くの方が参加された。</p> <p>また、静岡県議会や奈良県議会では、既に性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書を国へ提出している。</p> <p>今後は性暴力の根絶、性暴力被害者支援に関し更にきめ細やかな施策が望まれる。</p> <p>鳥取県議会におかれては、女性を始め全ての人の人権に関心を持って活動をされていることに心より敬意を表す。性暴力に関しても、その根絶に向けて、刑法改正の必要性を御理解いただき、被害者に寄り添うような刑法の改正を国に働きかけていただきたい。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県議会から国会及び政府に対して、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）附則第9条の趣旨を尊重し、施行後3年にあたる今年7月に向け、改正時に積み残した課題を検討し、被害の実態に即した性犯罪に関する刑法規定の見直しに取り組むことを求める意見書を提出すること。</p> | | |
|--|--|---|--|--|

福祉生活病院常任委員会・陳情

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

| 受理番号及び 受理年月日 | 所 管 | 件 名 及 び 要 旨 | 提 出 者 | 審査結果 |
|------------------|-------|--|-------------|------|
| 2年－3 (2.2.12) | 地域づくり | <p>自衛隊の中東派遣に反対する意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>政府は昨年12月27日、中東地域に自衛隊の護衛艦と哨戒機を1年間派遣することを決めた。</p> <p>今回の派遣は日本独自の取組で、防衛省設置法第4条に規定された「調査・研究」に基づく長期の海外での活動は初めてである。</p> <p>アフリカ東部のジブチを拠点に、海賊対策にあたる哨戒機部隊が1月中旬から活動を開始し、2月に護衛艦「たかなみ」が日本を出発して活動に当たる方針である。</p> <p>派遣のきっかけは、トランプ米国大統領が、ペルシャ湾やホルムズ海峡などを監視する有志連合の結成を提唱し、各国に参加を求めたことである。米軍の負担軽減とともに、核問題で対立するイランの孤立化を図る狙いだった。しかし、イランと友好関係を築く日本にとって、米国主導の有志連合への参加は、イランとの関係を損ないかねない。そこで、有志連合への参加は見送るものの、日本が独自で自衛隊を派遣し、米軍などと連携して情報共有を図ると今回の派遣方法だった。</p> <p>急遽来日したイランのロウハニ大統領に派遣方針を説明し、自衛隊の活動範囲からイラン沖のホルムズ海峡を外すことも、イランへの刺激を避ける意図のようだ。</p> <p>トランプ米国政権に追随し、このように、閣議決定なるもので派遣を決定したことには強く抗議したい。</p> <p>日本はこの地域に原油輸入量の九割近くを依存しており、船舶航行の安全確保が欠かせない。</p> <p>一方、日本国憲法は、ご存じのとおり、9条で戦争放棄、武力による威嚇、武力行使を認めていない。このような</p> | 個人 (倉吉市) | |

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

| | | | |
|--|--|--|--|
| | <p>状況下、自衛隊の海外派遣は慎重を期するべきであり、少なくとも、「閣議決定」なるもので派遣を決定することは、自制すべきである。</p> <p>調査・研究に基づく派遣は、拡大解釈できる危うさをはらむ。米中樞同時テロが発生した 2001 年当時の小泉純一郎内閣は、法律に定めのない米軍空母の護衛を、この規定を根拠に行った。</p> <p>船舶が攻撃されるなど不測の事態が発生し、自衛隊による措置が必要な場合には、海上警備行動を新たに発令する。この場合、自衛隊は武器を使用することができるが、本格的な戦闘状態に発展する危険が否定できない。</p> <p>これまで、自衛隊派遣のたびに国会で審議や議決を経てきた。軍部の独走を許し、戦争に突入したかつての苦い経験に基づくものである。また、日本への武力攻撃に反撃する防衛出動も原則、事前の国会承認が必要である。</p> <p>今回の中東派遣では、閣議決定時、活動の延長、活動終了時に国会に報告するとしているが、承認を必要としているわけではない。延長も閣議決定でできてしまう。</p> <p>集団的自衛権行使容認を具体化する、憲法違反の安保法の改正を行い、憲法 9 条の規定を空文化し、立憲主義をぶっ壊した安倍自民党政権には強く抗議しなければならない。これまで安倍政権は、防衛省の日報を隠蔽、森友、加計文書の改ざん・隠蔽、そして国策カジノに関する贈収賄と、多数の不祥事を重ねてきた。</p> <p>今回の閣議決定も、その延長にあり、法律、とりわけ、われわれがよってたつべき最高法規「憲法」の規定を空文化、無視、蹂躪するものであって、断じて容認できない。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県議会から国に対し、自衛隊の中東派遣に反対する意見書を提出すること。</p> | | |
|--|--|--|--|

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

| | | | | |
|---------------------------|-------------|--|--------------------------------------|--|
| <p>2年－10 (2.2.20)</p> | <p>危機管理</p> | <p>島根原子力発電所事故時の避難の際、UPZ圏内に住む乳幼児及び妊産婦等がPAZ圏内の住民同様に被ばくしないで避難できる具体的な対策について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>島根原子力発電所から概ね30km圏内の地方自治体では、事故発生時の避難計画の作成を国から義務付けられている。国の指針によると、島根原子力発電所から5km圏外(UPZ)に居住している場合と5km圏内(PAZ)に居住している場合とでは、避難の方法に大きな違いがある。そのため、5km圏外(UPZ)の住民は、被ばくを避けることができない。</p> <p>最も放射線の影響を受けやすい乳幼児及び妊産婦に対して、鳥取県の原子力防災パンフレットには「優先的に避難」の記載はあるものの、現時点では「バスへの優先的な乗車」以外に有効な方策がない。</p> <p>5km圏内(PAZ)との違いは主に次の二つがあげられる。</p> <p>①避難開始のタイミングの違い</p> <p>5km圏内(PAZ)の住民は放射性物資の放出前に避難するので、被ばくを避けることができるが、5km圏外(UPZ)の住民は、放射性物資の空間線量が通常の約200倍以上になって初めて避難開始となる。そのため、避難開始時点で既に、被ばくのリスクを負うことになる。</p> <p>解決策として、鳥取県の避難計画で「優先的に避難」とされている乳幼児及び妊産婦だけでも5km圏内(PAZ)の住民と同時に避難を開始することが有効かと考える。</p> <p>②安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用する機会の違い</p> <p>放射性ヨウ素の被ばくによる小児甲状腺がんのリスクを低減させるためには、適切なタイミングで安定ヨウ素剤を服用することが必要である。5km圏内(PAZ)の住民の場合は地方自治体が積極的に安定ヨウ素剤の事前配布を進めており、配布率は、約63%あり、必要な時に安定ヨウ素剤を服用できる可能性は高くなる。しかし、5km圏外(UPZ)の</p> | <p>えねみら・とっとり (エネルギーの未来を考える会)</p> | |
|---------------------------|-------------|--|--------------------------------------|--|

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

| | | | |
|--|---|--|--|
| | <p>住民の場合は、鳥取県内配布率は約0.47%であり、ほとんどの住民は安定ヨウ素剤を手元に持っていない。事故の混乱の中で一時集結所や避難退域時検査場まで取りに行くことは難しく、服用のタイミングは遅れる。</p> <p>「安定ヨウ素剤の配布・服用にあたって」（原子力規制庁令和元年7月3日全部改正）によると、「服用を優先すべき対象者」として「年齢18歳未満の者」をあげ、その中でも特に「6歳未満の乳幼児」は甲状腺がんの多発例があり必要としている。</p> <p>安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素に被ばくする24時間前から被ばく後2時間までのタイミングで服用すると、放射性ヨウ素の甲状腺への集積を90%抑制することができるが、被ばく後8時間なら40%の抑制となり、16時間後になるとほとんど効果がなくなる。さらに、被ばく後24時間の場合、有益性よりむしろ有害性が高くなる可能性も指摘されている。そのため、5km圏外（UPZ）の住民の服用のタイミングは、状況により判断が大変難しくなり、適切に服用できない場合は小児甲状腺がんのリスクは高まることになる。</p> <p>事前の配布率をPAZ並みに上げることもまた、乳幼児及び妊産婦を被ばくから守るための対策として有効と考えられる。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県として、島根原子力発電所事故時の避難の際、UPZ圏内に住む乳幼児及び妊産婦等においても、PAZ圏内の住民同様、被ばくしないで避難できる具体的な対策をとること。</p> | | |
|--|---|--|--|

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

| | | | | |
|---------------------------|-------------|---|--------------------------------------|--|
| <p>2年－11 (2.2.20)</p> | <p>危機管理</p> | <p>原子力発電所事故時の避難計画策定の「事前対策めやす線量」をより低い値に設定するよう求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>原子力発電所から概ね30k m圏内の地方自治体では、事故発生時の避難計画作成を国から義務付けられている。</p> <p>国は、「原子力災害事前対策の策定において参照すべき線量のめやすについて（平成30年10月17日）」の中で、原子力災害発生初期（1週間以内）の緊急時を対象に、被ばく線量の水準として「事前対策めやす線量」を示し、1週間で実効線量100ミリシーベルトとしている。しかし、この線量は、一般公衆にあてはめるには高すぎる値と考えられる。</p> <p>比較のため、平時の放射線業務従事者の線量限度（実効線量）及び2011年の東京電力福島第一原発事故時の作業員の実効線量をあげると次のとおりである。</p> <p>① 放射線業務従事者に係る線量限度と比べると、男性の場合は5年間で実効線量100ミリシーベルトである。</p> <p>また、女性の場合は、3か月で5ミリシーベルトとされている（電離放射線障害防止規則）。</p> <p>② 東京電力福島第一原発事故の報告によると、作業員は事故後19か月間で平均実効線量は約10ミリシーベルトとされている。また、100ミリシーベルトを超える実効線量を受けた作業員は0.7%しかいない（首相官邸「東電福島第一原発事故に関するUNSCEAR報告について」）。</p> <p>このように、一般公衆の「事前対策めやす線量」を1週間で実効線量100ミリシーベルトとするのは、あまりに高すぎる値であることがわかる。これでは、避難計画の目的である被ばくの低減が十分にできない。一般公衆の中には、放射線の影響を受けやすいとされる女性や未来を担う子どもたちも含まれており、その点からも適切とは言えない。</p> <p>実効性のある避難計画にするために、「事前対策めやす線</p> | <p>えねみら・とっとり (エネルギーの未来を考える会)</p> | |
|---------------------------|-------------|---|--------------------------------------|--|

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

| | | | | |
|-------------------|------|--|------------------------------|--|
| | | <p>量」は可能な限り低い値を設定すべきと考える。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県議会から国に対して、原子力発電所事故時の避難計画策定の「事前対策めやす線量」をより低い値に設定するよう求める意見書を提出すること。</p> | | |
| 2年-12 (2.2.20) | 危機管理 | <p>放射能汚染された除去土壌（除染土）の再利用（処分・拡散）を全国で進める環境省令案の再考を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>2011年3月の福島第一原子力発電所事故により、放射性物質が環境中に放出したことを受け、住民の被ばくの低減を目的に、除染が行われた。今年1月8日、環境省は汚染された「除染土（除去土壌）」を全国の公共事業や農地造成等で再利用（処分）するための省令案（「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（案）」及び「環境大臣が定める者の告示（案）」）を公示し、その施行期日を4月1日としている。放射性廃棄物を含む土壌を全国に拡散させることは世界でも例がなく、非常に問題である。</p> <p>従来、100ベクレル/kgを超える放射性廃棄物は、ドラム缶に詰めて原発施設内で厳重に管理・処分されてきた。一方で、2011年の福島原発事故を受け、従来の基準を大幅に緩め8,000ベクレル/kg以下の放射能汚染された廃棄物をごみとして処理できるよう定めた（放射性物質汚染対処特措法）。</p> <p>環境省の審議会（中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会）では、8,000ベクレル/kg以下の除染</p> | えねみら・とっとり (エネルギーの未来を考える会) | |

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | | <p>土を、道路・防波堤などの盛土材や農地のかさ上げ材など、全国の公共事業や農地造成等で利用できる方針を策定している。さらに、前述の省令案には、具体的な用途の制限や放射能濃度の基準、どのような対策・方法で住民の健康や生活環境が守られるかが記載されていない。また、再利用（処分）実施者や管理者の責任、情報の公開、地方自治体の権限等も示されてなく、膨大な除染土が知らない間に全国各地で再利用されかねない。問題が生じて責任を問うことができないことも懸念される。</p> <p>近年、大型台風の到来などによる水害や土砂崩れ等が増加しているが、除染土を使用した構造物や盛り土が壊れれば、除染土が河川等に大量に流出し、環境中に拡散されるおそれがある。このような事態を懸念して、放射性物質の拡散につながる除染土の利用に反対する決議や意見書の提出を行う地方自治体も出ている。</p> <p>鳥取県は自然に恵まれ、一次産業や観光も重視してきた。放射性物質が環境中に拡散することは、土壌や水の汚染、地価の低下等を引き起こし、農林水産漁業へも影響が生じかねず、風評被害を含め、将来に禍根を残すことになる。この省令案については、現時点で拙速な施行をするべきではなく、国に慎重な検討を求める必要がある。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県議会から国に対して、除去土壌の再利用を進める環境省令案について再考を求める意見書を提出すること。</p> | | |
|--|--|---|--|--|

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

